

は し が き

国民健康保険は、国民皆保険の礎として発足し、地域住民の医療の確保と健康の保持・増進の両面で重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、高齢化の進展や雇用環境の変化に伴い、区市町村の国民健康保険では、医療費が高く、また所得の低い高齢者や失業者など、低所得者の占める割合が高くなり、保険料（税）の確保が困難であるなどの構造的な問題を抱えています。そのため区市町村は、保険料（税）の未収やその他の赤字補てんのため、一般会計から多額の法定外繰入を行っているのが現状です。

このような中、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成29年度からは公費による毎年約3400億円の財政支援の拡充が行われ、国民健康保険の財政基盤の強化が図られることとなりました。また、平成30年度からは、都道府県が区市町村と共に国保の運営を担うとされ、都は財政運営の責任主体となり、区市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行うこととされました

都は、新たな制度の施行に向けて準備を円滑に進めるため、国に対して、様々な機会を捉えて働きかけていくとともに、平成30年度からの東京の国民健康保険の運営について、引き続き区市町村と連携しながら準備を進めてまいります。

本書は、平成26年度における東京都の国民健康保険事業の状況をまとめたものです。

東京都においては、国民健康保険事業の円滑かつ健全な運営を図る観点から、今後とも、各保険者に対する指導、助言及び情報提供を積極的に行ってまいります。

本書の有効活用をお願いするとともに、本書の作成に御協力いただきました各保険者をはじめ関係機関の皆様に心から御礼申し上げます。

平成28年3月

東京都福祉保健局保健政策部